

## 大阪市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年大阪市条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(過料) 第2条 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは第13条（法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。	(過料) 第2条 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは第13条（法第30条の3において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、100,000円以下の過料に処する。
2 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3及び第30条の13において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の過料に処する。	2 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の過料に処する。
3 法第23条第2項若しくは第4項、第24条	3 法第23条第2項若しくは第4項又は第24

<p><u>第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。</u></p>	<p><u>第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処する。</u></p>
---	---

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

大阪市長 横山英幸

#### 説明

乳児等のための支援給付に関して必要な報告をしなかった者等に対し過料を科するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。